

各障害者支援施設・共同生活援助

運営法人代表者 様

島根県健康福祉部障がい福祉課長

地域連携推進会議の設置について

平素より本県障がい福祉行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、指定障害者支援施設及び指定共同生活援助事業所（以下「施設等」という。）においては、令和7年度から、地域の関係者を含む外部の目を入れた「地域連携推進会議を設置し、開催及び記録の公表を行うこと」及び「会議の構成員が施設等を見学する機会を設けること」（それぞれ概ね1年に1回以上）が義務付けられたところです（※）。

同会議は、施設等と地域が連携し、「利用者と地域との関係づくり」、「地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進」、「施設等やサービスの透明性・質の確保」、「利用者の権利擁護」の目的を達成するために設けられる会議体であり、同会議を通じて、施設等が提供する支援の質の向上が期待されています。

このように、会議の設置等が義務化された一方で、現時点で同会議を未だ設置していない施設等がみられることから、速やかに設置していただきますようお願いいたします。

また、令和6年7月に厚生労働省より発出された「地域連携推進会議の手引き」には、会議の設置から実際の運営までの基本的な考え方や手順が記載されていますので、同手引きの活用等により、地域連携推進会議を適切に運営していただきますよう併せてお願いいたします。

（※）島根県の認証を受けている福祉サービス第三者評価機関において、おおむね1年に1回以上評価を受け、当該評価の実施状況を公表している場合には、地域連携推進会議の開催等及び見学に代えることができます。

島根県健康福祉部障がい福祉課 指導給付係

Tel:0852-22-5327

e-mail:syogai-kyufu@pref.shimane.lg.jp